

和歌山産業保健総合支援センター 第51号

2017. 10.

発行：和歌山産業保健総合支援センター

・和歌山産保メルマガ・ ・重要なお願い

本日は

1. 治療と仕事の両立支援に関する調査
2. 産業医の職場巡視、産業医への情報提供関係の省令改正等の解説
3. 11月は「過労死等防止啓発月間」
4. 和歌山労働局 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
5. 平成28年 労働安全衛生調査（実態調査）結果

全国労働衛生週間 10月1日～10月7日

1. 治療と仕事の両立支援に関する調査へのご協力をお願いいたします。

当支援センターでは「治療と仕事の両立支援」に関する調査を実施する予定です。

調査用紙を無作為に抽出した事業場宛て送付しますので、受け取られた場合はご協力をお願いいたします。

支店、支所の場合もご返信をお願いいたします。

2人に1人がガンになるといわれ、事業場にとっても直面する課題でありながら導入のための取り組みが不足しているのが実態です。

事業場が治療をうけながら仕事ができる体制（治療と仕事の両立支援）づくりに取り組むうえでどのような問題・課題があるかを把握し、当支援センターがお役に立てる施策を構築するための調査です。お時間をとらせてますが、是非ご協力をお願いいたします。

2. 産業医の職場巡視、産業医への情報提供関係の省令改正について

産業医の巡視回数を変更する場合の条件や、義務化された事業場から産業医への情報提供に関する内容について簡単に解説しています。

内容は当センターHP「新着情報欄」内の

「産業医の職場巡視、産業医への情報提供関係の改正する省令等の解説」を参照ください。

<http://wakayamas.johas.go.jp/>

下記赤文字部分をHPに掲載する

<H29. 6. 1 施行>

産業医の職場巡視、産業医への情報提供関係の改正する省令等の解説

1. 産業医の職場巡視頻度の変更関係

①産業医の意見を踏まえ、衛生委員会で検討し、決定する。

②月1回を2回に変更する期間を定め、期間終了ごとに①を行う。

③産業医に次の情報提供が月1回以上あること。

情報1；週1回以上の衛生管理者の巡視結果

衛生管理者の氏名 巡視日時 巡視場所 設備、作業方法、衛生状態に有害な恐れがある内容、講じた措置内容 その他参考になること

情報2；安衛委員会で検討した健康障害の防止、健康保持増進に必要な情報の提供

必要な情報とは

- ・面接指導対象者以外で配慮が必要と思われる者の氏名、労働時間
- ・新規の化学物質・設備 新規の作業
- ・休業者状況

情報3；法定労働時間（週40時間）を超えた労働時間が月100時間を超えた従業員の氏名、超えた労働時間の情報提供

④次の場合は巡視頻度の変更規程は適用できない

- ・週1回以上の衛生管理者の巡視がされていない
- ・月1回以上の産業医巡視がされていない
- ・月1回以上の産業医への情報提供が無い
- ・産業医への情報提供に必要な情報が含まれない

2. 長時間労働者の情報提供関係

①時間算定した時、100時間超のものがいた場合、その都度産業医に報告する
氏名 超過時間 超過理由 過去の時間外労働状況等

②超えた者がいない場合も報告する

3. 医師の意見聴取関係（特殊健康診断も同様）

①医師から関係情報の提供を求められたときに提供する

②関係情報とは作業内容、作業環境、作業時間、作業負荷状況、深夜業の回数、ばく露状態、保護具の使用状態、環境対策設備の使用状態など

③特殊健康診断後の意見聴取については当該有害業務以外の業務の含め②の報告をする

3. 11月は「過労死等防止啓発月間」です

11月は過労死等防止対策推進シンポジウム（H29.11.29 於：和歌山ビッグ愛）や過重労働解消キャンペーンなどが実施されます。

事業所に対し、長時間労働の削減、働き方の見直しなどへの取り組みが求められています。

詳しくはこちら（当センターHP 新着情報欄に掲載しています。）

<http://wakayamas.johas.go.jp/>

4. 和歌山労働局 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果

平成28年4月から平成29年3月までに、長時間労働が疑われる164事業場に対し実施した監督指導結果が公表されました。

結果79.3%の事業所で労働基準関係法令違反がありました。

違反内容などの詳しくはこちら（当センターHP 新着情報欄に掲載しています。）

<http://wakayamas.johas.go.jp/>

5. 平成28年 労働安全衛生調査（実態調査）結果が厚労省より発表されました

主な調査内容は安全衛生管理体制、教育、リスクアセスメント、メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策、長時間労働者、熱中症予防対策など

主な調査結果

- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は56.6% [平成27年調査59.7%]
- ・受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は85.8% [同87.6%]
- ・長時間労働者の割合は、時間外・休日の労働時間が
 - 1か月に「45時間超80時間以下」は5.8% [同6.1%]、
 - 「80時間超100時間以下」は0.6% [同0.8%]、
 - 「100時間超」は0.3% [同0.3%]
- ・長時間労働者で医師による面接指導の申し出のあった労働者がいた事業所の割合は
 - 「45時間超80時間以下」が4.9% [同4.9%]、
 - 「80時間超100時間以下」が13.3% [同15.2%]、
 - 「100時間超」が27.0% [同19.7%]

詳しくはこちら（当センターHP 新着情報欄に掲載しています。）

<http://wakayamas.johas.go.jp/>